平成２４年（フ）第５９１号
栃木県佐野市伊勢山町1909番地
破産者　昇栄物産株式会社
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３５号
東京都江戸川区西瑞江３丁目７番地７
破産者　浪漫堂株式会社
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３３８号
相模原市緑区大島2247番地６
破産者　有限会社丸幸住建
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４２６号
相模原市南区相模大野６丁目６番19号
破産者　合資会社ヴィクトラーダ
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４２号
三重県鈴鹿市寺家２丁目13番４号、開始決定時の住所三重県津市香良洲町1818番地８
破産者　松島　吉寛
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４４１号
兵庫県神崎郡福崎町福崎新279番地
破産者　有限会社尾上石油
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１６１号
岡山県赤磐市桜が丘東２丁目２番地829
破産者　西山　雅浩
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２５号
広島市南区段原南１丁目１番６号
破産者　株式会社湯川商店
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２６号
広島市中区田中町５番23号
破産者　昇栄商事有限会社
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２７号
広島市南区段原南１丁目１番６号
破産者　湯川興産有限会社
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９号
広島県福山市大門町３丁目44番20号
破産者　有限会社竜王産業
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１６６号
高知県高知市高須１丁目５番32号
破産者　有限会社土佐高須城
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第９０１号
福岡市中央区高砂２丁目６番２号
破産者　福岡電算株式会社
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１５５号
東京都八王子市小比企町1552番地１ピュア坂下202号
破産者　中島　年雄
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６３５号
横浜市戸塚区俣野町480番地
破産者　産業シート株式会社
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２２８号
横浜市港北区新吉田東３―43―15　石井荘102、商業登記簿上の本店所在地横浜市港北区新吉田東４丁目16番11号
破産者　一迫電気株式会社
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４７１号
神奈川県厚木市泉町１番１号
破産者　アルバートコーヒー株式会社
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０４号
神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬940番地21
破産者　株式会社関東販売
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２８９号
岐阜市田神６番25―302号　ダイヤマンション
破産者　大熊　　強
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１３７号
愛知県豊橋市多米中町４丁目４番地の４
破産者　有限会社東陽土建
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１３号
兵庫県淡路市志筑3111番地の25
破産者　有限会社野路菊
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第１７号
和歌山県新宮市阿須賀２丁目８番18号
破産者　サンワ酒販株式会社
1　決定年月日　平成25年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部